

平成23年1月  
東かがわ市

## 溶融スラグ入りアスファルト合材の取扱いについて

東かがわ市においては、香川県東部清掃施設組合の溶融クリーンセンターから発生する一般廃棄物溶融固形物の有効利用を目的として、平成19年7月から溶融スラグ入り合材を採用しています。平成23年1月発注工事から、J I S規格の溶融スラグ についてのみ加点評価の対象とするとともに、確認のため出荷伝票（写）の提出を求めることとしました。

### 記

1. 規格名称 再生加熱アスファルト混合物  
再生密粒度アスコン(13) 香川東部溶融スラグ 10%入  
再生粗粒度アスコン(20) 香川東部溶融スラグ 10%入
2. 対象工事 市が施工するアスファルト舗装工事及び舗装を含む工事。  
なお、設計図書においてJ I S溶融スラグ入り合材の使用を明示した工事を「指定工事」、請負者が自らの意思により自主的に使用する工事を「任意工事」として取扱います。
3. 材料承認 設計図書における指定の有無に関係なく、材料承認申請により工事監督員の事前承認を得るものとします。
4. 単価補正 「指定工事」において、資材単価を補正する必要がある場合は、設計図書に補正額を明示します。  
「任意工事」においては、単価の加算補正は行いません。
5. その他事項 ○ J I S溶融スラグ入り合材を使用した場合は、工事成績評定において「高度技術に関する実施状況」の提出により、工事監督員運用表（別紙2-6）「新材料の適用」として2点を加算します。  
ただし、次の場合には成績評定の加算は行いません。
  - ・工事監督員の事前承認なく施工した場合
  - ・「高度技術に関する実施状況」調書、出荷伝票（写）が提出されない場合
  - ・合材使用量が総量で30tに満たない場合○ J I S外の溶融スラグ入り合材の使用については、当面の間は同等品として使用承認します。（将来は不承認に移行予定です。）